

2025年7月14日

各 位

会社名 株式会社ファインデックス
代表者名 代表取締役社長 相原 輝夫
(コード番号: 3649)
問合せ先 財務IR担当 執行役員 村上 貴史
(TEL. 03-6271-8958)

医療文書作成サービスの無料プラン提供開始について

当社は、本日開催の取締役会で、主力製品である医療文書作成システム「DocuMaker」のクラウド版サービス「DocuMaker Cloud (以下、当サービス)」において、特定の医療文書作成に対応したプランの無料提供を、2025年8月1日より開始することを決定いたしました。

当社は、2024年6月より医療機関のDXを支援する目的で、当サービスを有料にて提供してまいりました。しかしながら、医療DXを推進し実現するためには、当サービスを通じて医療文書の電子化を早期に進める必要があると考え、無料プランの提供も決定いたしました。当サービスの普及により、医療DXが推進され、業務効率化、情報共有促進、国民健康増進や質の高い医療サービスを可能にすることができると思います。

なお、本件が今年度業績に与える影響は軽微ですが、中長期的には当社の企業価値向上に大きく資するものと考えております。

記

1. 無料プランの提供に至る背景

既存の医療文書作成システムは、大規模病院を対象とした製品が多く、導入コストや機能面において診療所や中・小規模病院のニーズに合わないケースが多くあります。また、規模が小さい医療機関では、電子カルテや医療文書作成システムの導入等の電子化対応も十分に進んでおらず、院内・院外における情報共有のあり方や医療DXの実現に向けた基盤整備が課題とされています。

こうした状況を踏まえ、当社は医療情報共有の第一歩として、医療機関が必要な医療文書の電子化を簡易に開始できるよう、利用頻度の高い医療文書の幾つかを、利用回数、機能制限なしのDocuMaker Cloud無料プランとして提供することを決定いたしました。

当サービスを導入することにより、医療DXの政策の一つである「電子カルテ情報共有サービスで扱うべき3文書（診療情報提供書、退院時サマリ、健診結果報告書）・6情報」のうち、診療情報提供書の電子化が可能となります。

2. 無料プランの概要

対 象 サ ー ビ ス	診断書等文書作成サービス DocuMaker Cloud
提 供 開 始 日	2025年8月1日(金)

対 象 文 書	<ul style="list-style-type: none"> ・診療情報提供書 ・生命保険診断書 ・難病（臨床調査個人票） ・小児慢性特定疾病医療意見書 ・生活習慣病療養計画書 <p style="text-align: center;">合計：約 3,200 種類</p>
サービス利用登録料	無料
月額利用料	無料
対象医療機関	国内における医療機関（0床～99床まで）
利用形態	クラウド経由（インターネット環境があれば利用可能）
申込先	https://entry.portal.hos.ne.jp/register
備考	サポート対応は有料プランのご契約者様のみ対象です

3. 有料プランの拡充と、文書対応力の強化による将来性

当サービスは、診療所等における電子化を支援するための無料プランだけでなく、当サービスが提供するあらゆる医療文書に対応できる有料プランも用意しています。これまで全国の大学病院・基幹病院等で評価されてきたDocuMakerシリーズの機能性・拡張性をある程度維持しつつ、クラウド版として、簡易に利用できるよう設計されています。

■有料プランの概要

対 象 文 書	<ul style="list-style-type: none"> ・無料プランで提供する医療文書すべて ・公的文書 ・各種院内文書 ・損害保険診断書 ・共済文書 等 <p style="text-align: center;">合計：約 12,600 種類</p>
サービス利用登録料	110,000 円～220,000 円(税込)（サポート対応登録作業）
月額利用料	7,700 円～23,100 円(税込)
備考	ご利用料金は医療機関の規模により異なります

■医療文書の標準プラットフォームとしての将来像

当社は、当サービスを用いて作成された医療文書が、様々な局面において（HL7-FHIR※等に対応した）標準的なデータ交換が可能となるように作り上げました。今後は、国が目指す公的医療文書の電子的提出にもつながる信頼性の高い文書作成サービスとして、社会的な役割を広げていくことを見据えています。

※HL7-FHIR (Fast Healthcare Interoperability Resources)：医療情報交換のための新しい国際標準規格の一つ。異なる医療システム間でのデータ交換を容易にし、医療情報の共有促進を目的としている。

■医療DX政策と制度的整合性

電子カルテ情報共有サービス（3文書・6情報）は、医療DX政策として政府により強力で推進されています。さらに今後は、3文書に含まれる「診療情報提供書」以外の公的文書も電子的な情報共有が検討されています。厚生労働省が公表する全国医療情報プラットフォームの全体像のとおり、

「指定難病の届出」、「予防接種記録」、「感染症発生届」まで、国が管理すべきデータを安全にかつ速やかに電子的に提出できる基盤として、DocuMaker Cloudはその役割を果たしてまいります。

4. 今後の見通し

本件が今年度業績に与える影響は軽微です。しかしながら、中長期的には当社の企業価値向上に大きく資するものと考えております。今後、開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

(参考) 医療機関における電子カルテシステム等の普及状況の推移 (令和5年厚生労働省データ)

電子カルテシステムの病院規模別普及率

	大規模病院 (400床以上)	中規模病院 (399-100床)	小規模病院 (99-20床)	診療所 (19床以下)
病院総数 (施設)	650	1,207	5,208	104,894
うち電子化件数 (施設)	609	956	3,073	57,662
電子化率 (%)	93.7%	79.2%	59.0%	55.0%

以上